

# 公益社団法人 四日市医師会定款

## 目次

- 第 1 章 総則(名称及び事務所) (第 1 条—第 2 条)
  - 第 2 章 目的及び事業 (第 3 条—第 5 条)
  - 第 3 章 会員 (第 6 条—第 1 5 条)
  - 第 4 章 総会 (第 1 6 条—第 2 8 条)
  - 第 5 章 役員等 (第 2 9 条—第 4 1 条)
  - 第 6 章 理事会 (第 4 2 条—第 4 9 条)
  - 第 7 章 裁定委員会 (第 5 0 条—第 5 6 条)
  - 第 8 章 委員会 (第 5 7 条)
  - 第 9 章 班 (第 5 8 条—第 6 0 条)
  - 第 1 0 章 団体契約及び意見表明 (第 6 1 条—第 6 2 条)
  - 第 1 1 章 資産及び会計 (第 6 3 条—第 6 9 条)
  - 第 1 2 章 定款の変更及び解散 (第 7 0 条—第 7 3 条)
  - 第 1 3 章 公告の方法 (第 7 4 条)
  - 第 1 4 章 情報公開等 (第 7 5 条)
  - 第 1 5 章 事務局 (第 7 6 条)
  - 第 1 6 章 雑則 (第 7 7 条)
- 附 則

## 第 1 章 総則 (名称及び事務所)

(名称)

第 1 条 本法人は公益社団法人四日市医師会 (以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を三重県四日市市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、日本医師会及び三重県医師会との連携のもと、医道の高揚、医術の発達・普及並びに、公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進し地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学の振興に関する事項
- (3) 医師の生涯教育に関する事項
- (4) 医療安全・衛生に対する啓蒙と実践に関する事項
- (5) 公衆衛生の啓発、指導に関する事項
- (6) 医療の普及充実にに関する事項
- (7) 学校医活動の推進強化に関する事項
- (8) 在宅医療の推進に関する事項
- (9) 病診連携・診診連携の推進に関する事項
- (10) 産業保健活動に関する事項
- (11) 医業経営の安定・会員の福祉向上に関する事項
- (12) 医療施設の整備に関する事項
- (13) 四日市医師会館の運営に関する事項
- (14) 看護師養成のための施設運営に関する事項
- (15) 臨床センターの設置、運営に関する事項
- (16) 訪問看護ステーションの設置、運営に関する事項
- (17) 居宅介護支援事業所の設置、運営に関する事項
- (18) その他目的達成上必要な事項

2. 前項の事業は、三重県四日市市、三重郡及びその周辺において行う。

(規律)

第5条 本会は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適切に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した三重県四日市市及び三重郡を区域とし、その区域において就業所（診療に従事しない者は、住所）を有する医師をもって会員とする。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 会員で退会しようとする者は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
3. 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
4. 本会を除名された者で再入会しようとする者については、この定款第7章に定める裁定委員会（以下「裁定委員会」という。）の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。
5. 入会、異動及び退会の手続に関しては、理事会の決議を経て別に定める。

(会費及び負担金)

第8条 本会会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため会費、特別会費及び負担金を、納入しなければならない。

2. 会費及び特別会費の額並びにその徴収方法は、法人法上の社員総会である総会（以下「総会」という。）において定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。
3. 負担金の額並びにその徴収方法は、総会において別に定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免し又は徴収方法を変更することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように務めなければならない。

2. 会員は、本会の事業活動に積極的に参加するものとし、本会の決定事項を遵守しなければならない。

(会員の権利)

第10条 本会会員は、法人法に規定された次に掲げる会員の権利を、本会に対して行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（会員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（会員の代理権証明等の閲覧等）

- (5) 同法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約書の閲覧等）
- (9) 同法第97条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て行う理事会議事録の閲覧又は謄写の権利

（報告、発表及び意見具申）

第11条 本会会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の事業について意見を具申することができる。

（表彰）

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

（会員の制裁）

第13条 本会会員について、次の各号のいずれかの事由があるときは、制裁を科すことができる。

- (1) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき
  - (2) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
  - (3) その他制裁すべき正当な事由があるとき
2. 前項の制裁は、戒告及び除名とする。
  3. 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
  4. 除名は、総会の決議を経て行う。ただし、この場合において、本会は法人法第30条第1項の規定により当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
  5. 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対してその旨を通知しなければならない。
  6. 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第14条 本会会員は、次に掲げる事由によって会員の資格を喪失する。

- (1) 第8条による会費の納入が継続して1年以上履行されなかったとき
- (2) 第13条により除名されたとき
- (3) 当該会員が退会又は死亡したとき

(抛出金品の不返還)

第15条 既納の会費及びその他抛出金品は、返還しないものとする。

## 第4章 総会

(総会の構成と位置付け)

第16条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第17条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費、特別会費及び負担金の賦課徴収方法に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びに財産目録の承認
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長候補者及び副会長候補者の選出
- (6) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給基準
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散及び残余財産の帰属に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(定時総会及び臨時総会の開催)

第19条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2. 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催しなければならない。

3. 臨時総会は、理事会の決議を経て会長が招集する。ただし、前条第2項の規定により、会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は当該請求のあった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面により開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会において書面又は電磁的記録による書面表決ができることを定めた場合は、前項の通知を2週間前までに行わなければならない。
6. この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(総会の議長及び副議長の選出)

- 第20条 総会の議長及び副議長は、任期満了に伴う次期役員選任を行う総会において出席した会員の中から選出する。
2. 議長及び副議長の任期は、任期満了に伴う次期役員選任の総会における新議長及び新副議長選出のための仮議長選出までとする。ただし、任期満了に伴う役員を選任は、新しく正副議長を選出のうえ、新議長によりこれを行う。

(議長及び副議長の職務)

- 第21条 総会の議長は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
2. 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。
  3. 議長及び副議長は、必要に応じ理事会に出席し、総会の運営に関し意見を述べることができる。

(議長又は副議長の後任者の選出)

- 第22条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。
2. 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決権)

- 第23条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(総会の定足数及び決議)

- 第24条 総会は、総会員の議決権の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2. 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって行う。
3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。
5. やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、本会会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から前項までの出席した会員の議決権の数に算入する。
6. 理事会において総会に出席しない会員が書面又は電磁的記録により議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第4項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第25条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第18条第1項の理事会において定めるものとし、第19条から前項までの規定は適用しない。

(総会への出席発言)

第26条 理事及び監事は、総会に出席して会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りではない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長、副議長、代表理事及び総会において議長が指名した会員2名がこれに記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第25条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(総会の議事規則)

第28条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 第5章 役員等

(役員等)

第29条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上23名以内
  - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。さらに2名以内の常任理事を置くことができる。
  3. 前項の会長をもって法人法第90条第3項に規定する代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(理事の職務)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
3. 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し本会の業務を分担執行する。
4. 常任理事は副会長を補佐又は代行する。
5. 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において副会長は、必要と認められる場合は、理事会の議決により会長の職務（本会を代表するものを除く。）を代行する。
6. 副会長が欠けたとき又は副会長に事故がある場合において常任理事は、必要と認められる場合は、理事会の決議により副会長の職務を代行する。
7. 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(役員等の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
3. 理事又は監事については再任を妨げない。
4. 理事又は監事が、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員等の選任)

第33条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から（外部理事及び外部監事を除く）、総会の決議によって選任する。

2. 理事会は、会長及び副会長を選定する。この場合において、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者を理事会において選定することができる。
3. 常任理事は、理事の中から会長が指名し、理事会決議によって選定及び解職する。
4. 理事会は、会長及び副会長を解職する。この場合において、理事会は、総会にこれを付議したうえで、その決議を参考にすることができる。

(役員等の補欠の選任)

第34条 第29条第1項に定める理事又は監事の定数の下限に欠員を生じたときは、すみやかに補欠の選任を行うものとする。

2. 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の親族等割合の制限)

第35条 本会の理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

2. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相

互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。

（保有株式等に係る議決権行使の制限）

第36条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（役員等の解任）

第37条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

（役員等の報酬）

第38条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員等の責任免除）

第39条 本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）

第40条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は、会長の任期を準用する。
4. 顧問は次の職務を行う。
  - （1）会長の相談に応じること。
  - （2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
5. 顧問には、費用を弁償することができる。

（参与）

第41条 本会に参与を置くことができる。

2. 参与は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 参与の任期は、第32条第1項（理事の任期）の規定を準用する。

4. 参与は、理事会の要請により専門的事項について協議に参画し、理事会の要請により理事会へ出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。
5. 参与には、理事会の決議を経て報酬を支給することができる。

## 第6章 理事会

(理事会)

第42条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第43条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
  - (4) 総会の招集の決定
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(理事会の招集)

第44条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第30条第5項の規定により副会長が理事会を招集する。会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第45条 理事会の議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第47条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第30条第7項の報告については、この限りではない。

(理事会の議事録)

第48条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第46条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会の運営規則)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第50条 本会に裁定委員会を置く。

2. 裁定委員会は、5名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第51条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第52条 裁定委員の任期は、第32条第1項(理事の任期)の規定を準用する。

2. 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼務禁止)

第53条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることはできない。

(身分に関する裁定)

第54条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
  - (2) 第13条第1項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
  - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
2. 前項の制裁について、審議裁定を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第55条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第56条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第57条 理事会又は総会は、特に必要と認める場合には、委員会を設置することができる。

2. 委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 班

(班の設置)

第58条 本会会員の融和と意思疎通の円滑化及び協力体制の確保のため、本会の事業実施地区を区域割し、その各地区に班を設置する。本会会員は、別に定める班に属さなければ

ならない。

2. 各班にその代表として、各班を構成する会員の互選により、班長を、又必要に応じて副班長を置く。

(班長会)

第59条 本会の活動その他に関する事項について、報告並びに協議を行う場として、班長会を設置する。

2. 班長会は、本会業務を円滑に遂行するため、会長に対し意見を具申するとともに、本会と会員間の連絡調整を行う。

(班及び班長会の設置、運営に関する規程)

第60条 班及び班長会の設置、運営に関しては、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第10章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第61条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約をすることができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第62条 本会は第3条の目的達成のため必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対し意見を述べることができる。

## 第11章 資産及び会計

(会計原則等)

第63条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第64条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第65条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合は、理事会の承認を経る。

(事業報告及び決算)

第66条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、総会にその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類の他、次の書類を本会の主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類
4. 前項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員の名簿の記載事項のうち、個人の住所、電話番号等については一般の閲覧に供しないものとする。
5. 第1項各号及び第3項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。
6. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第67条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理者)

第68条 本会の財産は、会長が管理する。

(公益目的取得財産残余の算定)

第69条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第66条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第70条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、第67条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第71条 本会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第72条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヵ月以内に同法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第73条 本会が解散等により清算する場合において、残余財産があるときは総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告の方法)

第74条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

## 第14章 情報公開等

(情報公開等)

第75条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

## 第15章 事務局

(事務局)

第76条 本会に事務局を置き、事務長の任免については、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員の任免は、会長が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他は、理事会が定める。

## 第16章 雑則

(委任)

第77条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行日」という。）から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第64条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の

代表理事（会長）は、小林 篤

業務執行理事（副会長）は、淵田則次、水谷健一とする。

4 この定款の変更は、令和4年6月28日から施行する。ただし、今回の改正の適用に関し

ては、令和4年4月1日からとする。

5 この定款の変更は、令和5年6月27日から施行する。

6 この定款の変更は、令和7年6月24日から施行する。